

緊急雇用創出事業実施要領

第1 趣旨

現下の雇用失業情勢に鑑み、緊急雇用創出事業臨時特例交付金（以下「交付金」という。）を都道府県に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業及び被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域をいう。以下同じ。）の本格的な雇用復興を図るため、産業政策と一体となった雇用面での支援を行うとともに、生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興を支援する事業（以下「基金事業」という。）を実施し、これらの者の生活の安定を図ることとする。

第2 事業主体

基金事業の事業主体は、都道府県とする。

第3 基金事業の内容

基金事業は、交付金により都道府県において造成された基金を活用して都道府県が行う次の事業とする。なお、基金事業には、次の事業に係る周知及び広報並びに基金の運営及び管理を含むものとする。

- (1) 失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供及び人材育成又は被災地域における安定的な雇用創出のために、民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「民間企業等」という。）に対する委託により行う次のいずれかの事業（以下「委託事業」という。）
 - ① 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業であって、②、④及び⑥以外のもの（以下「緊急雇用事業」という。）
 - ② 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業のうち、重点分野（介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究の分野並びに各都道府県において当該地域の成長分野として設定された4分野をいう。以下同じ。）に係るものであって、③、④及び⑥以外のもの（以下「重点分野雇用創出事業」という。）
 - ③ 失業者に対する短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業（以下「地域人材育成事業」という。）
 - ④ 東日本大震災等の影響による失業者（被災地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者（以下「被災求職者」という。）若しくは平成23年3月11日以降に離職した失業者。ただし、平成25年

度以降新たに事業を開始する場合にあっては、被災求職者に限る。) に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であって、⑥以外のもの(以下「震災等緊急雇用対応事業」という。)

- ⑤ 被災地域において、被災求職者の安定的な雇用機会を創出すること及び地域で若者・女性・高齢者・障害者が活躍できる雇用機会を創出することを目的として、高齢者から若者への技能伝承、女性、障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立により雇用創出が期待される事業(以下「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」という。)
- ⑥ 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であって、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業(以下「起業支援型地域雇用創造事業」という。)
- (2) 失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供及び人材育成のために、自ら実施する(1)①から④までのいずれかの事業(以下「直接実施事業」という。)
- (3) 被災地域において、安定的な雇用機会を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的とし、将来的に地域の雇用創出の中核となることが期待される事業の事業主が被災求職者を雇用する場合に、産業政策と一体となり、当該雇用に係る費用を事業主に助成する事業(以下「事業復興型雇用創出事業」という。)
- (4) 委託事業、直接実施事業及び事業復興型雇用創出事業を行う市町村(特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。)に対して補助金を交付する事業(以下「市町村補助事業」という。)
- (5) 公共職業安定所(以下「安定所」という。)との連携により、求職者に対する生活・就労相談を行う事業
 - ① ②に該当しない事業(以下「生活・就労相談支援事業」という。)
 - ② パーソナル・サポート・サービスをモデル的に実施する事業(以下「パーソナル・サポート・モデル推進事業」という。)
- (6) (1)⑥の委託事業の実施のために新規に雇い入れた労働者を引き続き正規労働者として雇い入れた事業主に対する一時金の支給に関する事業(以下「一時金支給事業」という。)
- (7) 上記に附帯する事業
- (8) その他厚生労働大臣が定める事業

第4 基金事業の運営

1 基金の造成

基金は、別に定める「平成20年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」、「平成21年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」、「平成22年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」、「平成23年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」及び「平成24年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づき、国からの交付金を受けて造成

するものとする。

2 基金の運用方法

基金の運用については、次の方法によるものとする。

- (1) 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- (2) 金融機関への預金
- (3) 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

3 基金の果実

基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基金に繰り入れることなく、第3に掲げる基金事業に要する経費に充てることができるものとする。

4 基金の取崩しの制限

基金（3により繰り入れられた果実を含む。）は、第3に掲げる基金事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

5 基金の残額の取扱い

都道府県は、基金事業の終了時において、基金に残額がある場合は別に定める手続に従い、これを国に納付するものとする。

6 基金事業の事業計画等

- (1) 都道府県は、交付金の交付申請時に緊急雇用創出事業計画書（緊急雇用創出事業の拡充に伴う追加事業分）（別紙様式第1号）を、各事業年度の開始前に緊急雇用創出事業計画書（別紙様式第2号）を作成し、都道府県労働局を經由して厚生労働大臣に提出し、その確認を受けるとともに、これを公表するものとする。
- (2) 都道府県は、前項の計画を変更しようとする場合には、あらかじめ緊急雇用創出事業計画変更書（別紙様式第3号）を作成し、都道府県労働局を經由して厚生労働大臣に提出し、その確認を受けるとともに、これを公表するものとする。
- (3) 都道府県は、基金造成時以降上下半期ごと（9、3月末）に、当該上下半期に終了した基金事業について、緊急雇用創出事業実績報告書（別紙様式第4号）を作成し、当該上下半期の末月の翌月20日（ただし、毎年度下半期にあっては出納整理期間末日が含まれる月の翌月20日。）までに、都道府県労働局を經由して厚生労働大臣に提出するとともに、これを公表するものとする。
- (4) 事業計画の策定及び事業の実施に当たっては、必要に応じて、関係者の意見を聴くとともに、事業に新規雇用（緊急雇用事業、重点分野雇用創出事業、震災等緊急雇用対応事業及び起業支援型地域雇用創造事業においては、雇用契約によらない新規の就業を含む。以下同じ。）した労働者が、当該事業における雇用・就業期間終了後において、安定した雇用につながるよう、生活・就労相談支援事業等を活用して、就業ニーズや適性に合った雇用就業機会を提供するとともに、安定した雇用に向けた再就職支援を行うものとする。

7 基金事業の担当窓口の明確化等

- (1) 都道府県は、基金事業に係る担当窓口を明確にし、基金事業を周知し、広報するとともに、各事業の委託や労働者の募集に関する問い合わせに対応するも

のとする。

(2) 都道府県は、都道府県労働局と必要な連携を図るものとする。

8 基金事業の中止又は廃止

(1) 都道府県は、基金事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ緊急雇用創出事業中止（廃止）承認申請書（別紙様式第5号）を作成し、都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

(2) 厚生労働大臣は、(1)の承認をする場合において、必要に応じて、条件を付することができるものとする。

9 基金事業の事故の報告

都道府県は、基金事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

10 基金事業の終了等

(1) 基金事業の終了時期は、以下のとおりとする。

① 緊急雇用事業、生活・就労相談支援事業及びパーソナル・サポート・モデル推進事業

平成23年度末までとする。平成23年度末までに実施した事業に係る精算については、平成24年6月末まで延長することができる。

② 重点分野雇用創出事業

平成25年度末までとする。平成25年度末までに実施した事業に係る精算については、平成26年6月末まで延長することができる。

③ 地域人材育成事業

平成24年度末までとする。平成24年度末までに実施した事業に係る精算については、平成25年6月末まで延長することができる。

④ 震災等緊急雇用対応事業

平成24年度末（ただし、平成24年度までに開始した事業については、平成25年度末）までとする。平成25年度末までに実施した事業に係る精算については、平成26年6月末まで延長することができる。

ただし、被災地域については、平成25年度末（ただし、平成25年度までに開始した事業については、平成26年度末）までとする。平成26年度末までに実施した事業に係る精算については、平成27年6月末まで延長することができる。

⑤ 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業及び事業復興型雇用創出事業（以下「雇用復興推進事業」という。）

生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業については、平成27年度末までとする。平成27年度末までに実施した事業に係る精算については、平成28年6月末まで延長することができる。

事業復興型雇用創出事業については、平成28年度末までとする。平成28年度末までに実施した事業に係る精算については、平成29年6月末まで延長することができる。

⑥ 起業支援型地域雇用創造事業

平成25年度末（ただし、平成25年度までに開始した事業については、

- 平成26年度末)までとする。平成26年度末までに実施した事業に係る精算については、平成27年6月末まで延長することができる。
- (2) 厚生労働大臣は、(1)に定める場合のほか、次に掲げる場合には、基金事業について終了又は変更を命ずることができるものとする。
- ① 都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく厚生労働大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - ② 都道府県が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合
 - ③ 都道府県が、基金の運営に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - ④ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (3) 厚生労働大臣は、(2)の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。
- (4) (3)の期限内に基金に充当がなされない場合には、厚生労働大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。
- (5) 基金事業の終了前において残余额の全部又は一部について事業の見込みがないなどの事実が生じた場合は、厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に返還しなければならない。
- (6) 基金の解散後において、事業実施者等から基金への返還があった場合には、これを国庫に納付しなければならない。

11 基金事業の経理等

- (1) 都道府県は、基金事業経理について、第5による委託事業、第6による直接実施事業、第7による事業復興型雇用創出事業、第8による一時金支給事業、第10による市町村補助事業、第11による生活・就労相談支援事業及び第12によるパーソナル・サポート・モデル推進事業並びに平成23年度第3次補正予算において措置された震災等緊急雇用対応事業、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業及び事業復興型雇用創出事業（以下「第3次補正予算交付分事業」という。）、平成24年度補正予算において措置された震災等緊急雇用対応事業の運営に係る経費ごとに会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかなければならないものとする。また、都道府県は、第3次補正予算交付分事業及び平成24年度補正予算交付分の震災等緊急雇用対応事業とその他の事業との間において、配分の変更をしてはならない。
- (2) 都道府県は、(1)の経理を行う場合、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに基金事業の完了した日（8の(1)による基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合及び10の(2)による基金事業の終了を命じられた場合を含む。）の属する会計年度の終了後5年間、厚生労働大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければ

ばならないものとする。

12 基金事業の検査等

- (1) 厚生労働大臣は、基金事業の適正を期するため必要があるときは、都道府県に対し報告を求め、又は厚生労働省職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 厚生労働大臣は、(1)の調査により、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及びこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

13 各種助成金との併給調整

委託事業を行う事業主に対する委託費の支給事由又は事業復興型雇用創出事業の対象となる事業主に対する当該事業による助成金の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国が実施するもの（国が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。

なお、委託事業を行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により、事業復興型雇用創出事業による助成金を併給して支払うことはできないものとする。

第5 委託事業

1 委託事業

(1) 対象となる事業

① 緊急雇用事業及び重点分野雇用創出事業

ア 都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。ただし、重点分野雇用創出事業（未就職卒業者を対象とする事業を除く。）については、重点分野に該当する事業であること。

イ 建設・土木事業でないこと。

ウ 雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。

エ 地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

② 地域人材育成事業

ア 都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

イ 重点分野に該当する事業であること（ただし、未就職卒業者を対象とする事業である場合は、この限りでない。）。

ウ 建設・土木事業でないこと。

エ 離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

オ 事業実施主体は、新たに雇用した失業者に対し、職場での実務経験を積む〇JTや職場外で講義等の研修を受講するOFF-JTなどの方法の組み合わせによる人材育成計画を策定し、これに基づき人材育成を行うものであること。

③ 震災等緊急雇用対応事業

ア 都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

イ 建設・土木事業でないこと。

ウ 東日本大震災等の影響による失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、東日本大震災等の影響による失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

④ 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業

ア 都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

イ 建設・土木事業でないこと。

ウ 被災求職者の安定的な雇用機会を創出する事業であって、雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業であること。

エ 雇用面でのモデル性については、以下を目安として、都道府県が総合的に判断すること。

（ア）事業内容が地域の特性を活かしたものであり、若者・女性・高齢者・障害者のそれぞれの能力や経験を活かせるものとなっているか。

（イ）若者・女性・高齢者・障害者を多数雇用しているか。

（ウ）若者・女性・高齢者・障害者が働きやすい環境となっているか（在宅勤務、短時間労働、ユニバーサルデザイン、ジョブコーチの配置、能力開発等）。

⑤ 起業支援型地域雇用創造事業

ア 都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

イ 建設・土木事業でないこと。

ウ 地域の産業・雇用振興策に沿って、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を委託することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業としてふさわしい事業であること。

エ 起業後10年以内の民間企業等であって、本社が起業時と同一都道府県内に所在する企業に委託して実施するものであること。

オ 委託先の選定に当たり、有識者の意見を聴取した事業であること。

(2) 新規雇用する労働者

① 労働者の募集

新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、安定所への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること。

② 労働者の雇用・就業期間

ア 緊急雇用事業

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は6か月以内とし、1回に限り更新を可能とすること。

ただし、新規雇用する労働者が被災求職者である場合には、2回以上の更新を可能とすること。

イ 重点分野雇用創出事業

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、若年者（40歳未満の者をいう。以下同じ。）の雇用機会の確保を目的として実施する事業（平成22年度に開始したものに限り。）である場合は、1回に限り更新を可能とすること。

また、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。

ウ 地域人材育成事業

新規雇用する労働者の雇用期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、介護福祉士の資格取得を目指すことを目的とする事業及び若年者の雇用機会の確保を目的として実施する事業（平成22年度に開始したものに限り。）については、1回に限り更新を可能とすること。また、新規雇用する労働者の雇用期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。

エ 震災等緊急雇用対応事業

新規雇用する労働者の雇用期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。

なお、被災求職者を優先的に雇用すること。

オ 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業

新規雇用する労働者の雇用期間は1年以上とし、更新を可能とすること。

カ 起業支援型地域雇用創造事業

新規雇用する労働者の雇用期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。

③ 失業者であることの確認

労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うもの

であること。

なお、確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によることとする。

2 事業委託の対象者

事業委託の対象者は、民間企業、シルバー人材センター、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものとする。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

3 委託契約等

都道府県における委託事業に係る委託契約の際には、各都道府県の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続によるものとし、各都道府県の財務規則等に基づき、契約するものとする。

また、基金事業について請負契約を締結し、請負先を一般競争入札又は指名競争入札により決定する場合は、低入札価格制度、最低制限価格制度を適宜利用するものとする。

なお、委託契約等には、当該都道府県において規定する事項のほか、次の事項を含めなければならないものとする。

- (1) 委託事業の予定期間及び終了予定期日
- (2) 予定される事業費及び人件費
- (3) 事業に従事する予定の全労働者数及びそのうち新規雇用する予定の失業者の数
- (4) 事業で新規雇用する予定の労働者の雇用・就業期間
- (5) 事業で新規雇用する予定の労働者の募集方法
- (6) 受託者は、労働者を新規雇用する際に、本人が1の(2)の③の範囲に該当することについて、確認するものであること。
- (7) 委託者は、受託者が事業の実施に当たり1に反した場合には、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。
- (8) 事業が終了した場合は、前記(1)から(5)までの事項を内容に含む実績報告を作成し、都道府県に提出しなければならないこと。
- (9) (8)により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、委託者は受託者に対し、返還を命じなければならないこと。

なお、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業及び起業支援型地域雇用創造事業の委託事業に係る契約期間終了時点において、次の要件を満たす場合、受託者は、委託費により発生した収入の返還を要しないこと。

- ① 受託者が、自助努力により、委託事業に係る契約期間終了後も事業を継続すること。
- ② 受託者が、委託事業において雇用した労働者のうち、その1/2以上を委託事業に係る契約期間終了後も継続して雇用すること。

第6 直接実施事業

基金事業の対象となる直接実施事業は、第5の1(1)①から③に該当する事業(地域社会雇用分野の事業を除く。)であること。

第7 事業復興型雇用創出事業

「事業復興型雇用創出事業」は、この要領に定めるもののほか、別途職業安定局長の定める「事業復興型雇用創出事業実施要領」によることとする。

第8 一時金支給事業

起業支援型地域雇用創造事業に係る「一時金支給事業」は、この要領に定めるもののほか、別途職業安定局長の定める「起業支援型地域雇用創造事業に係る一時金支給要領」によることとする。

第9 事業の上積み

都道府県は、第5、第6、第7及び第8の規定により事業を実施するとともに、併せて、自らの財源により、事業の上積みができるものとする。

第10 市町村補助事業

都道府県は、市町村が第5、第6及び第7の規定により事業を実施する場合において、基金を財源として市町村に補助金(補助率10/10)を交付することができるものとし、第5、第6、第7及び第9に掲げる条件を付さなければならないものとする。

この場合において、第5、第6、第7及び第9中「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

なお、補助事業には、事業に係る周知及び広報並びに事業の運営を含むものとする。

第11 生活・就労相談支援事業

1 事業の内容

基金事業の対象となる生活・就労相談支援事業は、以下のいずれにも該当するものとする。

- (1) 求職者に対する総合的な就業・生活支援の拠点となる施設(以下「求職者総合支援センター」という。)を設置し、第5、第6及び第10の事業に従事する労働者その他求職者を対象に、住居の確保や各種生活支援策の利用などの生活上の問題や、将来の安定的な職業への就職に向けた能力開発に関すること等に関する生活・就労相談を実施すること。
- (2) 求職者総合支援センターの施設において、国が行う職業相談・職業紹介等の業務との一体的な実施を図ること。
- (3) 基金事業の実施に伴って実施する新たな事業であって、既存の類似の事業(平成20年12月1日以降に開始したものを除く。)の振替でないこと。

2 事業の委託

都道府県は、生活・就労相談支援事業の実施に当たり、その一部又は全部を、民間企業その他の法人又は法人以外の団体等であって同事業を適確に遂行するに足る能力を有するもの（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体を除く。）に委託することができるものとする。

また、その場合における委託契約は、各都道府県の財務規則等に基づいて行うものとする。

3 政令指定都市又は中核市等に対する補助

都道府県は、都道府県労働局と協議の上、適当と認められる場合には、生活・就労相談支援事業の全部又は一部について、自ら実施することに代えて、基金を財源として、上記1及び2の規定により事業を実施する政令指定都市又は中核市等に対して補助金（補助率10/10）を交付することができるものとし、その際、上記1、2に掲げる条件を付さなければならないものとする。

この場合において、上記2中「都道府県」とあるのは「政令指定都市又は中核市等」と読み替えるものとする。

第12 パーソナル・サポート・モデル推進事業

厚生労働省職業安定局長の指定する都道府県の行う「パーソナル・サポート・モデル推進事業」は、別途職業安定局長の定める「パーソナル・サポート・モデルプロジェクト事業実施要領」によることとする。

第13 事業計画全体としての要件等

- 1 第4の6に規定する緊急雇用創出事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）において、緊急雇用事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）、重点分野雇用創出事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）、地域人材育成事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）、震災等緊急雇用対応事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）及び起業支援型地域雇用創造事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）に盛り込まれた第5、第6、第8及び第10（事業復興型雇用創出事業を除く。）の規定により実施する事業について、年度ごとのそれぞれの事業計画全体（重点分野雇用創出事業計画書、地域人材育成事業計画書、震災等緊急雇用対応事業計画書については、合算することとする。）として、事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であることを要件とする。

なお、当該要件は、都道府県が作成する年度ごとのそれぞれの事業計画全体として判断されるものであり、個々の事業については、本事業の趣旨を踏まえ、効果的な運用に努める必要がある。地域人材育成事業（介護分野の事業を除く。）については、個々の事業について、新規雇用する失業者の人件費以外の事業費のうち、研修に係る費用の割合を5分の3以上とすることを基本とする。

また、基金事業における人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定するものとする。

- 2 事業計画の策定や事業の実施に際しては、離職した非正規労働者や中高年齢者、未就職卒業者、障害者、日系人、被災求職者その他就職が困難な者等特に各地域において支援が必要となる者の状況も踏まえ、こうした者に対し、雇用・就業機会が提供されるよう配慮すること。また、特定の失業者のみを対象者とした事業や教員等公務員の退職者対策のための事業とならないようにすること。

なお、新規雇用する労働者に関しては、第5、第6及び第10（事業復興型雇用創出事業を除く。）の規定により実施する複数の事業に同一の者が重ねて就く場合は、通算した雇用・就業期間が1年以内となるよう留意すること（介護分野以外の事業に従事していた者が介護分野の事業に従事する場合、起業支援型地域雇用創造事業に従事する場合及び被災求職者を雇用する場合を除く。）。

第14 基金事業の実績報告

- 1 都道府県は、基金事業が終了したとき又は平成28年度末を経過したときは、その日（ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間末日。）から1か月以内に緊急雇用創出事業実績報告書（別紙様式第6号）を作成し、都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。
- 2 厚生労働大臣は、前項の実績報告を受けた場合には、その書類の内容を審査し、必要があるときは、都道府県に対して報告を求め、又は厚生労働省職員に事業場に立ち入り、帳簿類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告に係る基金事業が適正に行われたかどうかを調査することができるものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の調査により、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及びこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県に対して適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

第15 財産の取得制限

地方公共団体が基金事業を実施する場合に必要となり取得する財産（委託事業の委託先が委託事業を実施する場合に取得する財産を含む。）は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないものとする。ただし、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業において、当該事業で新規雇用された高齢者や障害者等が使用する備品であって、ユニバーサルデザインのものについては、100万円未満とする。

第16 その他

- 1 平成20年12月1日以降に開始された基金事業について、基金を活用できるものであること。
- 2 この要領に定める事項について、必要が生じた場合に厚生労働省職業安定局長が必要な変更を施すものとする。
- 3 この要領に定めるもののほか、基金事業に必要な事項は、厚生労働省職業安定局長が定めるものとする。

【財産の取得制限】

緊急雇用創出事業実施要領 抜粋

第15 財産の取得制限

地方公共団体が基金事業を実施する場合に必要となり取得する財産（委託事業の委託先が委託事業を実施する場合に取得する財産を含む。）は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないものとする。ただし、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業において、当該事業で新規雇用された高齢者や障害者等が使用する備品であって、ユニバーサルデザインのものについては、100万円未満とする。

雇用創出基金事業に関するQA（統合版）抜粋

（財産の取扱）

1-46 委託事業を実施する上で、必要な機器や物品等を購入した場合、特にふるさと雇用再生特別基金事業については、基金事業終了後も継続して事業を実施することになるため、委託契約期間終了後も購入した機器や備品等を引き続き使用したいが、可能か。

⇒ 委託事業を実施する上で、必要な機器や物品等（以下「機器等」という。）の購入については、50万円を超えるものは認めない取扱とし、原則としてリースあるいはレンタルでの対応としているところである。ここで、基金事業で使用する機器等がリースによる方法が採られておらず、引き続き使用するためには購入する以外の方法がないと認められる場合については、当該機器等を購入することを可能な取扱いとする。また、購入した機器等について、委託先が委託事業終了後、事業により取得した財産として引き続き使用することを希望する場合は、委託事業と同様の目的で使用されることが見込まれる場合に限り、委託先が都道府県と協議した上で、各都道府県の財産管理規定等に基づき、残存価格による買取りや譲渡等を行うことが可能であると考えられる。

【建設・土木工事の制限】

緊急雇用創出事業実施要領 抜粋

第5 委託事業

1 委託事業

(1) 対象となる事業

③ 震災等緊急雇用対応事業

イ 建設・土木事業でないこと。

雇用創出基金事業に関するQA（統合版）抜粋

（基金事業の対象となる事業）

1-12 基金事業の対象とならない建設・土木事業は具体的にどのようなものを指すのか。

⇒ ここでいう建設・土木事業とは、「日本標準産業分類」に定義される次の工事（軽微な場合を除く。）を行う事業をいう。

(1) 建設物、土木施設その他土地に継続的に接着する工作物及びそれらに附帯する設備を新設、改造、修繕、解体、除却若しくは移設すること、

(2) 土地、航路、流路などを改良若しくは造成すること、

(3) 機械装置をすえ付け、解体若しくは移設すること。

なお、上述の軽微な場合とは、具体的に次のようなものをいう。

(1) 事業を実施している中でたまたま修繕等の作業が生じた場合

(例) 観光地の美化の作業に際して観光施設の一部につき簡単な修繕を行うこと。

(2) 事業を実施するために密接不可欠な修繕等の作業がある場合

(例) 森林整備の作業に際して作業道・自然道の修繕を行うこと。

(例) 緑地管理の作業に際して花壇の改造や軽易な工作物の設置を行うこと。

緊急雇用創出事業補助金交付要領

(目的)

第1 この要領は、緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成 21 年岩手県条例第 5 号）第 1 条に規定する緊急雇用創出事業を実施する市町村（広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。）に対して補助金を交付することにより、雇用及び就業の機会を緊急かつ臨時的に創出して失業者等の生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において「補助事業」とは、次の各号に掲げる事業のうち、平成 20 年 12 月 1 日以後に開始され、平成 27 年 3 月 31 日までの間に実施するものをいう。

(1) 委託事業 失業者等の雇用及び就業の機会を緊急かつ臨時的に創出すること及び人材育成のため、市町村が民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人その他の法人又は法人以外の団体等であって当該業務を的確に遂行するに足る能力を有する者（宗教活動や政治活動を主たる目的とする者又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者を除く。）に委託して実施する次のいずれかの事業

ア 失業者等の雇用及び就業の機会を緊急かつ臨時的に創出する事業であって、イ以外のもの（以下「緊急雇用事業」という。）

イ 失業者等の雇用及び就業の機会を緊急かつ臨時的に創出し、又は短期の雇用を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業のうち、重点分野（介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究の分野並びに岩手県において地域の成長分野として設定した 4 分野（産業・雇用、子育て、安全・安心及び教育・文化）をいう。以下同じ。）に係るものであって、ウ及びエ以外のもの（以下「重点分野雇用創出事業」という。）

ウ 失業者等の雇用機会を緊急かつ臨時的に提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業（以下「地域人材育成事業」という。）

エ 東日本大震災等の影響による失業者（被災地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者（以下「被災求職者」という。）若しくは平成 23 年 3 月 11 日以降に離職した失業者。ただし、平成 25 年度以降新たに事業を開始する場合にあっては、被災求職者に限る。以下同じ。）に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で地域のニーズに応じた人材育成を行う事業（以下「震災等緊急雇用対応事業」という。）

(2) 直接実施事業 失業者等の雇用及び就業の機会を緊急かつ臨時的に創出すること及び人材育成のため、市町村が自ら実施する(1)アからエまでのいずれかの事業（地域社会雇用分野の事業を除く。）

(補助金の交付対象及び補助額)

第3 補助金は、市町村が次の各号に掲げる要件（緊急雇用事業、重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業及び震災等緊急雇用対応事業の各事業については、それぞれに掲げる要件）をすべて満たす補助事業を実施した場合に要した経費（以下「補助対象経費」という。）に対し、予算の範囲内で交付する。

(1) 対象となる事業

ア 緊急雇用事業及び重点分野雇用創出事業

(7) 市町村が企画した新たな事業（既存事業を振り替えたもの（実質的にそのように判断されるものを含む。）を除き、緊急雇用事業においては、平成20年12月1日以後平成21年9月30日までの期間内において市町村が緊急雇用対策として新たに実施する事務補助員等として臨時職員を雇用する事業及び平成21年10月23日以後平成24年3月31日までの期間内において市町村が業務量の急激な増加等臨時職員の雇用が新たに必要な事情が生じた場合に、事務補助員等として臨時職員を雇用する事業を含む。）であること。ただし、重点分野雇用創出事業については、重点分野に該当する事業であること（未就職卒業者を対象とする事業である場合は、この限りでない。）。

(イ) 建設・土木事業でないこと。

(ロ) 雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。

(ハ) 地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

イ 地域人材育成事業

(7) 市町村が企画した新たな事業（既存事業を振り替えたもの（実質的にそのように判断されるものを含む。）でないこと。）であること。

(イ) 重点分野に該当する事業であること（未就職卒業者を対象とする事業である場合は、この限りでない。）。

(ロ) 建設・土木事業でないこと。

(ハ) 離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、地域の企業等で就職するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

(ニ) 事業実施主体は、新たに雇用した失業者に対し、職場での実務経験を積む OJT や職場外で講義等の研修を受講する OFF-JT などの方法の組み合わせによる人材育成計画を策定し、これに基づき人材育成を行うものであること。

ウ 震災等緊急雇用対応事業

(7) 市町村が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

(イ) 建設・土木事業でないこと。

(ロ) 東日本大震災等の影響による失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、東日本大震災等の影響による失業者を雇用した上で、地域の

企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

(2) 新規雇用する労働者

ア 新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること。

イ 労働者の雇用・就業期間

(7) 緊急雇用事業における新規雇用する労働者の雇用・就業期間は6か月以内とし、1回に限り更新を可能とすること。ただし、新規雇用する労働者が被災求職者である場合には、2回以上の更新を可能とすること。

(1) 重点分野雇用創出事業における新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。ただし、若年者(40歳未満の者をいう。以下同じ。)の雇用機会の確保を目的として実施する事業(平成22年度に開始したものに限り。)である場合は、1回に限り更新を可能とすること。また、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。

(ウ) 地域人材育成事業における新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。ただし、介護福祉士の資格取得を目指すことを目的とする事業及び若年者の雇用機会の確保を目的として実施する事業(平成22年度に開始したものに限り。)については、1回に限り更新を可能とすること。また、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。

(エ) 震災等緊急雇用対応事業における新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。なお、被災求職者を優先的に雇用すること。

ウ 労働者を新規雇用する際に、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めると等により、本人に失業者であるか否かの確認を行うものであること。

2 補助額は、補助対象経費の10分の10に相当する額以内の額とする。なお、補助対象経費には、事業に係る周知及び広報並びに事業の運営に要する経費を含むものとする。

(事業計画書の提出)

第4 補助事業を実施しようとする市町村は、所管の広域振興局長(補助事業が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合にあっては、知事。以下同じ。)に対し、広域振興局長が別に定める期日までに、緊急雇用創出事業計画書(様式第1号)を提出しなければならない

ない。

(事業計画全体としての要件等)

- 第5 緊急雇用創出事業計画書における、緊急雇用事業計画総括表(変更があった場合には、変更後の事業計画総括表)、重点分野雇用創出事業計画総括表(変更があった場合には、変更後の事業計画総括表)、地域人材育成事業計画総括表(変更があった場合には、変更後の変更後の事業計画総括表)、震災等緊急雇用対応事業計画総括表(変更があった場合には、変更後の事業計画総括表)に基づき実施する補助事業について、年度毎のそれぞれの当該事業計画全体として、事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であることを要件とする。なお、地域人材育成事業(介護分野の事業を除く。)については、個々の事業について、新規雇用する失業者の人件費以外の事業費のうち、研修に係る費用の割合を5分の3以上とすることを基本とする。
- 2 補助事業における人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- 3 事業計画の策定や事業の実施に際しては、離職した非正規労働者や中高年齢者、未就職卒業者、障がい者、日系人、被災求職者その他就職が困難な者等特に各地域において支援が必要となる者の状況も踏まえ、これらの者に対し、雇用・就業機会が提供されるよう配慮すること。
- 4 特定の失業者のみを対象者とした事業や教員等公務員の退職者対策のための事業とならないようにすること。
- 5 補助事業で新規雇用する労働者については、緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源として実施する複数の事業に同一の者が重ねて就く場合は、通算した雇用・就業期間が1年以内となるよう留意すること(介護分野以外の事業に従事していた者が、介護分野の事業に従事する場合及び被災求職者を雇用する場合を除く。)

(補助金交付の内定)

- 第6 広域振興局長は、第4の規定による緊急雇用創出事業計画書の提出があったときは、その内容を審査し、事業内容が適当と認められる場合には、補助金の交付を内定し、緊急雇用創出事業補助金交付内定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第7 補助金の交付を受けようとする市町村は、広域振興局長が別に定める期日までに、緊急雇用創出事業補助金交付申請書(様式第3号)を広域振興局長に提出しなければならない。

(補助金の交付契約の締結)

- 第8 広域振興局長は、第7の規定による緊急雇用創出事業補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金交付契約を締結するものとする。

(事業の上積み)

第9 市町村は、補助事業を実施するほか、自らの財源により、事業の上積みができるものとする。

附 則

この要領は、平成21年3月12日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成21年6月30日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成21年12月16日から施行し、平成21年10月23日から適用する。

ただし、第3第1項第6号及び第5第4項の雇用・就業期間に関する規定については、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成22年3月10日から施行し、平成22年1月28日から適用する。

ただし、第3第1項第2号及び第5第4項の雇用・就業期間に関する規定については、平成21年度分の補助金から適用する。この場合において、「緊急雇用事業」とあるのは「介護分野以外の事業」と、「地域人材育成事業」とあるのは「介護分野の事業」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月25日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成24年3月23日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

ただし、様式第1号から様式第3号については、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成25年3月21日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

ただし、様式第1号から様式第3号については、平成25年度分の補助金から適用する。

様式第1号（第4関係）

第 号
平成 年 月 日

振興局長 様
（岩手県知事 様）

市町村の名称及びその長の氏名 印

緊急雇用創出事業計画書

平成 年度において、補助金の交付を受けて緊急雇用創出事業を実施したいので、緊急雇用創出事業補助金交付要領第4の規定により、下記のとおり緊急雇用創出事業計画を提出します。

記

1 内 訳

- (1) 別紙1（緊急雇用事業計画総括表及び計画書）のとおり
- (2) 別紙2（重点分野雇用創出事業計画総括表及び計画書）のとおり
- (3) 別紙3（地域人材育成事業計画総括表及び計画書）のとおり
- (4) 別紙4（震災等緊急雇用対応事業計画総括表及び計画書）のとおり

第 号
平成 年 月 日

様

振興局長

（岩手県知事）

緊急雇用創出事業補助金交付内定通知書

先に提出のあった平成 年度の標記補助金について、下記のとおり内定しましたので通知します。

つきましては、緊急雇用創出事業補助金交付要領第7の規定による緊急雇用創出事業補助金交付申請書を平成 年 月 日までに提出してください。

記

- 1 補助金交付内定額
金 円
- 2 内 訳
別紙のとおり

様式第2号別紙

1 緊急雇用事業

単位：円

事業の名称	計画額	内定額	今後内定見込額
緊急雇用事業			
臨時職員の雇用に要する経費			
周知・広報及び管理運営等に要する経費			
合 計			

2 重点分野雇用創出事業

単位：円

事業の名称	計画額	内定額	今後内定見込額
重点分野雇用創出事業			
周知・広報及び管理運営等に要する経費			
合 計			

3 地域人材育成事業

単位：円

事業の名称	計画額	内定額	今後内定見込額
地域人材育成事業			
周知・広報及び管理運営等に要する経費			
合 計			

4 震災等緊急雇用対応事業

単位：円

事業の名称	計画額	内定額	今後内定見込額
震災等緊急雇用対応事業			
周知・広報及び管理運営等に要する経費			
合 計			

様式第3号（第7関係）

第 号
平成 年 月 日

振興局長 様
（岩手県知事 様）

市町村の名称及びその長の氏名 印

緊急雇用創出事業補助金交付申請書

平成 年度において、標記補助金の交付を受けたいので、緊急雇用創出事業補助金交付要領第7の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 円

2 内 訳

事業の名称	計画額	今回申請額	今後申請見込額
緊急雇用事業			
重点分野雇用創出事業			
地域人材育成事業			
震災等緊急雇用対応事業			
合 計			

3 添付書類

- (1) 別紙1（緊急雇用事業計画総括表及び計画書）のとおり
- (2) 別紙2（重点分野雇用創出事業計画総括表及び計画書）のとおり
- (3) 別紙3（地域人材育成事業計画総括表及び計画書）のとおり
- (4) 別紙4（震災等緊急雇用対応事業計画総括表及び計画書）のとおり

緊急雇用事業計画総括表(平成 年度)

(単位:円、%、人)

整理番号	実施区分	実施市町村名	事業区分	分野区分	被災者対象	事業の名称	事業内容	事業額	うち人件費		うち新規雇用の失業者に係る人件費		事業に就事する全労働者数	うち新規雇用の失業者の人数	(割合)	うち常雇雇用の人数	備考
									うち人件費	うち新規雇用の失業者に係る人件費	うち新規雇用の失業者に係る人件費	(割合)					
臨時職員の雇用に要する経費																	
周知・広報及び管理運営等に要する経費																	
									0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計																	

(注)1. 整理番号欄には、事業別に通し番号を記載すること。
 2. 実施区分欄、事業区分欄、分野区分欄には、事業毎に区分したうえで次の該当する番号を記載すること。
 【実施区分】 2:市町村専業
 【事業区分】 1:委託専業 2:直接実施専業
 【分野区分】 1:介護・福祉 2:子育て 3:医療 4:産業振興 5:情報通信 6:観光 7:環境 8:農林漁業 9:治安・防災 10:教育・文化
 【被災者対象】 震災により離職した被災者が限定して雇用する事業は、被災者対象欄に「○」を記載すること。
 3. 事業内容欄については、実施する事業内容が確認できる記載とすること。
 4. 別紙1(その2)(緊急雇用事業計画書)を事業毎に作成して添付すること。
 5. 新規雇用の失業者の人数の割合は、事業に就事する全労働者数に対する割合を記載すること(小数第2位四捨五入)

緊急雇用事業計画書

事業の名称					
担当課名					
実施予定期間	年	月	日	～	年 月 日 (か月 日間)
事業内容					
	既存事業の振替ではない		建設・土木事業ではない		
事業額	円 (a)				
うち人件費	円				
うち新規雇用の失業者に係る人件費	円 (b)	人件費割合 (b/a)	%		
事業に従事する全労働者数	人				
うち新規雇用の失業者の人数	人				
雇用形態	常用雇用 (雇用期間4か月以上)	人			
契約期間更新の有無	更新無	更新有	補助金交付要領に定める更新事由 該当		
積算内訳	新規雇用の失業者に 係る人件費				単価の 根拠
	その他人件費				
	人件費以外の経費				
	当該事業による 収入見込み				
(委託事業の場合) 想定される委託先					
(委託事業の場合) 委託先の選定方法					
新規雇用者の募集方法					
事業の必要性・緊急性					

重点分野雇用創出事業計画総括表(平成 年度)

(単位:円、%、人)

整理番号	実施区分	実施市町村名	事業区分	分野区分	追加区分名	未就職卒業者対象	被災者対象	事業名称	事業指標	事業内容		事業額	うち人件費	うち新規雇用の失業者に対する人件費(割合)		事業に就事する全労働者の数	うち非正規雇用の失業者の数	うち常用雇用の人数(割合)		備考	
										事業内容	事業指標			うち新規雇用の失業者に対する人件費	(割合)			うち非正規雇用の失業者の数	(割合)		うち常用雇用の人数
周知・広報及び管理運営等に要する経費																					
合 計										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注)1. 整理番号欄には、事業毎に通し番号を記載すること。
 2. 実施区分欄、事業区分欄、分野区分欄には、事業毎に区分したうえで次の該当する番号を記載すること。
 (実施区分) 2:市町村事業
 (事業区分) 1:委託事業 2:直接実施事業
 (分野区分) 1:介護 2:医療 3:観光 4:環境・エネルギー 5:福祉・高齢者 6:地域社会雇用 7:未就職卒業者を対象とする事業のうち1~6及び8~12の分野に該当しないもの 8:産業・雇用 9:子育て 10:安全・安心 11:教育・文化 12:教育・研究 13:農林対応
 (追加区分名) 追加指定した分野の事業(分野区分=9~11)は、追加指定分野各欄に各分野コードに該当する分野名を記載すること。
 (未就職卒業者対象) 未就職卒業者を対象とする事業は、未就職者対象欄に「○」を記載すること。
 (被災者対象) 被災により罹損した被災者に限定して雇用する事業は、被災者対象欄に「○」を記載すること。
 【事業指標】 1:趣旨・背景に合致 2:+α効果 3:地域の雇用創出・産業界を育成
 3. 事業内容欄については、実施する事業内容が明確である記載とすること。
 4. 別紙2(その2)重点分野雇用創出事業計画を事業毎に作成して添付すること。
 5. 新規雇用の失業者の人数の割合は、事業に従事する全労働者数に対する割合を記載すること(小数第2位四捨五入)

重点分野雇用創出事業計画書

事業の名称							
担当課名							
実施予定期間		年 月 日		～	年 月 日		(か月 日間)
事業内容		既存事業の振替ではない		建設・土木事業ではない			
		重点分野への該当					
事業額		円 (a)					
うち人件費		円					
うち新規雇用の失業者に係る人件費		円 (b)		人件費割合 (b/a)		%	
事業に従事する全労働者数		人					
うち新規雇用の失業者の人数		人					
雇用形態		常用雇用 (雇用期間4か月以上)		人			
契約期間更新の有無		更新無		更新有	補助金交付要領に定める更新事由		該当
積算内訳	新規雇用の失業者に係る人件費						単価の根拠
	その他人件費						
	人件費以外の経費						
	当該事業による収入見込み						
(委託事業の場合) 想定される委託先							
(委託事業の場合) 委託先の選定方法							
新規雇用者の募集方法							
事業の必要性・緊急性							

地域人材育成事業計画総括表(平成 年度)

(単位:円、%、人)

整理番号	実施区分	実施市町村名	事業区分	分野区分	追加設定分野名	介護雇用プログラム	未就職卒業者対象	被災者対象	事業の名称	事業内容	事業額	うち人件費	うち新規雇用の失業者に係る人件費		事業に就事する全労働者数	うち新規雇用の失業者の人数	(割合)	うち常用雇用の人数	備考
													(割合)	(割合)					
周知・広報及び管理運営等に要する経費																			
												0	0	0	0	0	0	0	
合 計																			
												0	0	0	0	0	0	0	

(注)1. 整理番号欄には、事業毎に通し番号を記載すること。
 2. 実施区分欄、事業区分欄、分野区分欄には、事業毎に区分したうえで次の該当する番号を記載すること。
 【実施区分】 2: 市町村事業
 【事業区分】 1: 委託事業 2: 直接委託事業
 【分野区分】 1: 介護 2: 医療 3: 観光 4: 環境 エネルギー 5: 農林漁業 6: 地域社会雇用 7: 産業・雇用 8: 子育て 9: 安全・安心 10: 教育・文化 11: 未就職卒業者を対象とする事業のうち1~10及び12の分野に該当しないもの 12: 教育・研究
 【追加設定分野名】 追加設定した分野の事業(分野区分=7~10)は、追加設定分野名欄に各分野コードに該当する分野名を記載すること。
 【介護雇用プログラム】 介護分野の事業(分野区分=1)で、介護雇用プログラムに該当する場合は、介護雇用プログラム欄に「○」を記載すること。
 【未就職卒業者対象】 未就職卒業者を対象とする事業は、未就職者対象欄に「○」を記載すること。
 【被災者対象】 被災により離職した被災者に限定して雇用する事業は、被災者対象欄に「○」を記載すること。
 3. 事業内容欄については、本表の事業内容が確認できる記載とすること。
 4. 別紙3(その2)(地域人材育成事業計画書)を事業毎に作成して添付すること。
 5. 新規雇用の失業者の人数の割合は、事業に就事する全労働者数に対する割合を記載すること(小数第2位四捨五入)

地域人材育成事業計画書

事業の名称								
担当課名								
実施予定期間		年 月 日		～	年 月 日		(か月 日間)	
事業内容		既存事業の振替ではない		建設・土木事業ではない				
		重点分野又は追加設定した4分野への該当						
事業額		円 (a)						
うち人件費		円						
うち新規雇用の失業者に係る人件費		円 (b)		人件費割合 (b/a)		%		
事業額のうち新規雇用の失業者に係る人件費以外の経費		0 円 (c) = (a) - (b)						
うち研修に係る費用		円 (d)		研修費割合 (d/c)		%		
事業に従事する全労働者数		人						
うち新規雇用の失業者の人数		人						
雇用形態		常用雇用 (雇用期間4か月以上)		人				
契約期間更新の有無		更新無		更新有		補助金交付要領に定める更新事由 該当		
積算内訳	新規雇用の失業者に係る人件費						単価の根拠	
	その他人件費							
	研修に係る経費							
	その他経費							
	当該事業による収入見込み							
(委託事業の場合) 想定される委託先								
(委託事業の場合) 委託先の選定方法								
新規雇用者の募集方法								
事業の必要性・緊急性								

震災等緊急雇用対応事業計画書

事業の名称							
担当課名							
実施予定期間		～ (月間・ 日)					
事業内容		既存事業の振替ではない		建設・土木事業ではない			
		分野区分		<small>※ 1:介護・福祉 2:子育て 3:医療 4:産業振興 5:情報通信 6:観光 7:環境 8:農林漁業 9:治安・防災 10:教育・文化 11:1～10の分野に該当しないもの</small>			
事業額		円 (a)					
うち人件費		円					
うち新規雇用の失業者に係る人件費		円 (b)		人件費割合 (b/a)		%	
事業に従事する全労働者数		人					
うち新規雇用の失業者の人数		人					
雇用形態		常用雇用 (雇用期間4か月以上)		人			
契約期間更新の有無		更新無	更新有	補助金交付要領に定める更新事由			
積算内訳	新規雇用の失業者に係る人件費						単価の根拠
	その他人件費						
	人件費以外の経費						
	当該事業による収入見込み						
(委託事業の場合) 想定される委託先							
(委託事業の場合) 委託先の選定方法							
新規雇用者の募集方法							
事業の必要性・緊急性							